

12月3日～12月9日は 「障害者週間」です

常陸大宮市に暮らす約4万3千人のうち、何らかの障がいがある方は約2千人います。

誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」をつくっていきましょう。

◆障がいには「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。

身体障がい

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、手足の不自由、心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい等、生まれつき症状をお持ちの方や、事故・病気によるものなど様々な障がいがあります。

知的障がい

先天的に理解力や判断力が弱かったり、人や環境になじみにくかったりし、生活に支障があります。ちょっとした声かけなどの支援で解決することも多く、軽度の場合は本人も周囲も気付かないことがあります。

精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障のある状態です。気持ちの優しい真面目な人が、仕事などでストレスを抱えて精神障がいになる例が増えています。



◆外見ではわからない場合もあります。

心臓のペースメーカーなどはもちろん見えませんが、聴覚の障がいや知的の障がい、精神の障がいは関わって初めて障がいをお持ちの方とわかる場合もあります。

◆誰でも障がい者になる可能性があります。

障がいには、生まれつきのものや生活をする中でなる場合があります。例えば、交通事故で手足が不自由になった人や、脳梗塞で半身不随になった人、仕事のストレスや人付き合いに疲れて精神障がい者になった人などです。

私たちの誰もが、このような形で障がい者になる可能性があるのです。障がいを理解し、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らすことができるまちをつくっていきましょう。

◆難病の方が障害福祉サービスの対象になりました。

4月1日から、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、新たに難病の方が障害福祉サービスの対象になりました。対象となるのは130の難病疾患の方ですが、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、心身の状態により必要なサービスが受けられます。

※所得に応じ利用者負担がかかります。（市民税非課税世帯、生活保護の方は無料）

●主なサービスの内容

- ・居宅介護 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
- ・短期入所 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設へ入所できます。
- ・日常生活用具 パルスオキシメーターや電気たん吸入器などの給付

●申請には対象難病疾患である診断書または特定疾患医療受給者証が必要です。なお、対象となる難病疾患や申請の方法などの詳細については右記までお問い合わせください。

◆障がいをお持ちの方に対する制度には次のようなものがあります。

事業名	事業概要	対象者
身体障害者補装具の交付・修理	日常生活を改善するため、各種障がいに応じた装具を購入・修理する際の補助	身体障害者手帳の所持者で、判定の結果(判定が不要な場合もあります)補装具が必要と認められた方
日常生活用具の給付・貸与	重度の身体障がい者（児）の方の生活の便宜を図るための日常生活用具の給付または貸与	基準を満たす身体障害者手帳、療育手帳所持者で日常生活用具が必要と認められる方
重度障害者住宅リフォーム助成事業	居住する住宅の一部を改善する場合に費用の一部を助成	●身体障害者手帳 1級、2級（下肢、体幹機能障がいのみ） ●療育手帳④
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などに身障者等用駐車場の利用証を交付	基準を満たす障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦で、歩行困難な方 ※障がいの種類により該当する等級が異なります。
特別障害者手当（20歳以上）及び障害児福祉手当（20歳未満）	身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者（児）の方に支給	●身体障害者手帳1、2級程度 ●療育手帳④程度 ※所得制限があります。
その他、有料道路通行料や各種交通機関等の割引制度、自動車改造費及び自動車運転免許取得費助成事業などがあります。 ※申請方法等、詳細については下記までお問い合わせください。		

◆相談相手がいることを知っていますか？

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、また障害者相談員の皆さんは、同じ障がい者または障がい者の家族の立場で自らの豊富な経験から、障がいのある方やその家族の様々な相談に応じています。不安や悩みなどお気軽にお尋ねください。



身体障害者相談員

氏名	電話番号
横塚 静江	53-1587
會澤 隆典	53-7057 連絡はFAXでお願いします。
小田部 まつゑ	52-3126
矢野 正紀	56-2014
横山 一洋	55-2634

知的障害者相談員

氏名	電話番号
澤海 ひさ子	52-3893
上野 克範	53-4526
堀江 たみ子	58-2380
篠田 美津江	55-3570

相談支援事業所

事業所名	電話番号
市社会福祉協議会 美和支所 (身体障がい・知的障がいの相談) 毎週月～金曜日【8:30～17:15】	58-3818
メンタルサポートステーション きらり (精神障がいの相談) 毎週月～土曜日【10:30～17:15】	0295-72-5881

■問い合わせ■

福祉課 社会福祉グループ ☎52-1111（内線135）

各総合支所市民福祉課（代表）山 方 ☎57-2121 美 和 ☎58-2111

緒 川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111